

取引適正化に向けた取組と 自動車業界に対する期待

2024年8月21日

製造産業局自動車課

政府における取引適正化に向けた近年の取組①

- 価格交渉・転嫁や型取引、手形取引などの適正化を図り、下請取引が円滑に実施されるよう、基準改正や周知活動、実態調査等の等の各種取組を実施してきたところ。

基準改正・要請等

価格交渉・価格転嫁関係

- ① 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の策定（2023年11月 内閣官房・公正取引委員会）
 - ✓ 労務費転嫁に関する経営トップの関与、発注者側からの定期的な協議の実施など、1 2の行動指針を明記
- ② 下請振興法に基づく振興基準の改正（2024年3月 中小企業庁）
 - ✓ 労務費指針に沿った行動を適切にとること、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すことを明記
- ③ 下請法に関する運用基準の改正（2024年5月 公正取引委員会）
 - ✓ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコスト上昇を取引価格に反映しない取引が「買ったたき」に該当し得ることを明確化（価格への反映の必要性について明示的に協議することなく据え置いた場合など）

型取引関係

- 金型等の無償保管防止に関する要請（2023年12月 公正取引委員会・中小企業庁）
 - ✓ 下請法に基づく勧告を踏まえ、自動車業界含む関係団体に対して金型等の無償保管防止に関する要請文を発出

手形取引関係

- 手形等に関する指導基準の変更（2024年4月 公正取引委員会）
 - ✓ 手形交付日から満期までの期間を120日（繊維業は90日）以内から60日以内とする旨の変更（11月1日施行）

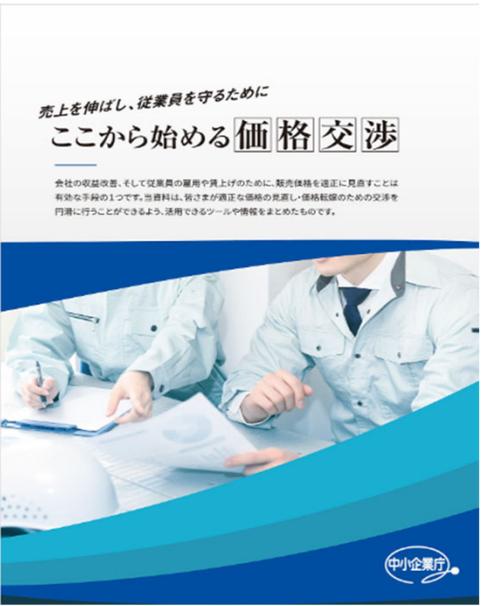
政府における取引適正化に向けた近年の取組②

- 価格交渉・転嫁や型取引、手形取引などの適正化を図り、下請取引が円滑に実施されるよう、基準改正や周知活動、実態調査等の等の各種取組を実施してきたところ。

説明会等

① 価格交渉促進月間（毎年3月・9月 中小企業庁）

- ✓ 経済産業大臣からのメッセージの発信、価格交渉に関する講習会の開催



② 労務費転嫁指針に関する説明会（2023年12月～ 内閣官房・公取委・中企庁）

- ✓ 労務費転嫁指針に関する全国8カ所のブロック説明会や業界団体向け説明会の実施

実態調査

① 価格交渉促進月間フォローアップ調査（促進月間終了後 中小企業庁）

- ✓ 下請事業者に対する価格交渉・転嫁状況に関するアンケートの実施
- ✓ 業界全体や、上記アンケートで一定数以上の回答があった事業者の価格交渉・転嫁状況の公表、状況の良くない事業者に対する下請振興法に基づく指導・助言

② 価格転嫁の取組状況に関する特別調査（2023年12月結果公表 公正取引委員会）

- ✓ 11万社への書面調査や当該調査結果を踏まえた立入調査等の実施
- ✓ 不適切行為が認められた約8千社に対する注意喚起文書の送付。特に影響が大きい事業者は個別調査を経て公表

新しい資本主義の実現に向けた価格転嫁の重要性

- 直近の政府の取組でも、特に価格転嫁対策は重点的に実施してきたところ。賃金上昇の好循環の確立等のため、引き続き、価格転嫁対策を徹底することは政府としての重要課題。

経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針）【抜粋】

第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行

1. デフレ完全脱却の実現に向けて

（略）重層的な取引構造となっている業種を含め、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行われるよう、官民双方で取組を更に強化するとともに、企業の稼ぐ力を強化することによって、来年以降、物価上昇を上回る賃上げを定着させていく。

賃上げについては、労務費の転嫁円滑化に加え、商慣行の思い切った見直しを含め、業種・事業分野の実態に応じた価格転嫁対策に取り組むほか、医療・福祉分野等におけるきめ細かい賃上げ支援や最低賃金の引上げを実行する。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版【抜粋】

Ⅱ. 人への投資に向けた中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着

1. 価格転嫁の商習慣化の徹底と中小・小規模企業の省力化投資の加速

（1）労務費等の価格転嫁の推進

大企業における高い賃上げの動きが中小企業・小規模企業に広がっていくためには、労務費の価格転嫁が鍵の一つである。（略）民間の調査会社によると、（略）価格転嫁が全くできないと回答した企業も比率が減少しているとはいうものの（15.9%→12.7%）、残っており、転嫁対策の更なる徹底が必要である。中小・小規模企業の取引適正化のため、価格転嫁の基本的な法律である下請代金法の制度改革も含め検討を進める。

自動車業界における取引適正化に向けた取組

- 自動車業界においても、自工会・部工会が連携し、自主行動計画の改訂や共同メッセージを発信するなど、業界一丸となって取引適正化に向けた取組を進めてきている。

2017年3月 自主行動計画の策定

「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた業界による自主的な行動計画を策定。

2022年12月 自工会・部工会による取引適正化に向けた連携

「襟を正す」という意識のもと、月1回の定例会議の開催など、取引適正化に向けた両会の連携した取組をスタート

2023年3月 各地域における取引適正化説明会

各地のOEM・部品メーカーが取引適正化に係る取組状況を説明する説明会を開催（部工会主催）

【23年3月：群馬県、23年10月：静岡県、24年4月：広島県、24年3月：神奈川県】

2023年9月 徹底プランの策定等と共同セミナーの開催・共同メッセージの発信

「共同メッセージ」のポイント

- 両会は、自動車産業における適正取引の促進とサプライチェーン全体への浸透に向けた連携と取組の更なる深化を実施
- 自主行動計画・徹底プランの実行とフォローアップの実施
- 両会は「共存共栄」の基本理念のもと、サプライチェーン全体でのパートナーシップを進化させ、これからも連携して取り組む

2024年4月 経産大臣・自工会の意見交換会

中小企業の賃上げ・価格転嫁に向けた要請を含め、国際競争を勝ち抜くための課題等について意見交換

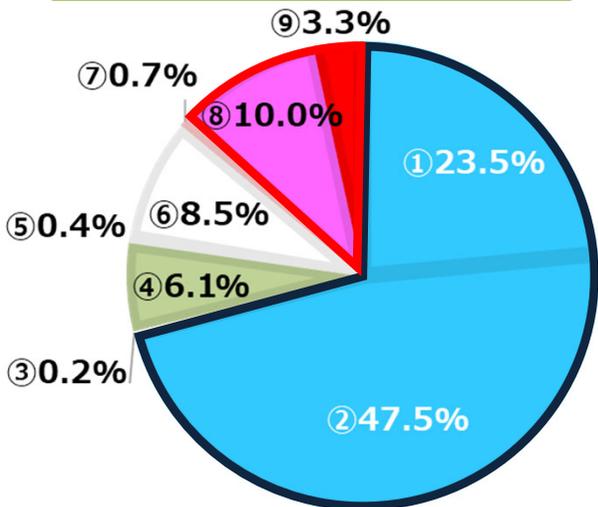
2024年5・6月 自主行動計画の改訂等

- 労務費転嫁指針を踏まえ、十分な協議の上で適正に価格転嫁
- 原材料・エネルギー価格について、十分な協議の上合意した適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す
- 下請法の義務及び禁止行為をしないことの遵守徹底

自動車業界における現状 ～価格交渉促進月間（2024年3月）の結果～

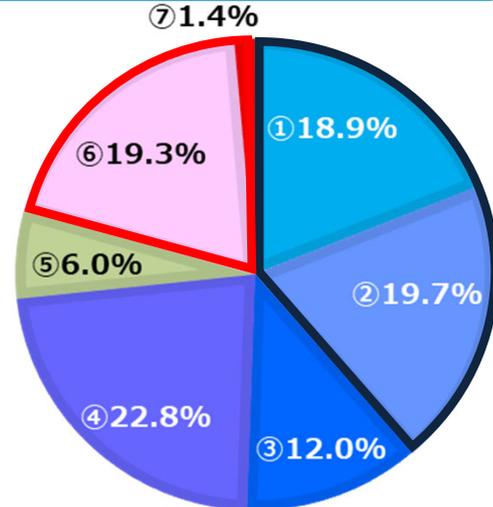
- 業界の積極的な取組もあり、多くの事業者が価格交渉を実施し（7割）、高割合で転嫁できて
いるケースも多い（4割）。他方、価格交渉・価格転嫁が実施されないケースも一定数存在。
- 更なる適正化を図るためにも、転嫁対策をサプライチェーンの最深部まで浸透させることが重要。

価格交渉の状況



- ①発注側企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
- ②受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
- ③～⑦（略）
- ⑧コストが上昇したが、発注側企業から申し入れがなく、**発注減少や取引停止を恐れ**、受注企業から交渉を申し出なかった。
- ⑨コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から**交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。**

価格転嫁の状況



- ① 10割
- ② 9割、8割、7割
- ③ 6割、5割、4割
- ④ 3割、2割、1割
- ⑤ コストが上昇せず、価格転嫁不要
- ⑥ 0割
- ⑦ マイナス

交渉が行われた（①+②）：71.0%（全産業平均：59.4%）
 交渉が行われなかった（⑧+⑨）：13.3%（全産業平均：10.0%）

高割合（7割以上）で転嫁：38.6%（全産業平均：34.9%）
 全くできない等（0割以下）：20.7%（全産業平均：19.9%）

価格交渉・価格転嫁における自動車業界の順位

		前回	今回
価格交渉		6位（18位）※	20位
価格転嫁	全体	17位	11位
	原材料費	6位	5位
	エネルギー費	5位	3位
	労務費	24位	22位

10社以上回答のあった自動車関連企業の「アイウエ」の割合

	ア	イ	ウ	エ
価格交渉	66.7% (38.7%)	27.8% (54.8%)	5.5% (6.5%)	0% (0%)
価格転嫁	5.5% (9.7%)	91.7% (80.6%)	2.8% (9.7%)	0% (0%)

※括弧内は前回のデータ

※今回、価格交渉の算出方法を一部変更。（ ）は新方式で算出した場合の前回順位 ア：7点以上 イ：7点未満、4点以上 ウ：4点未満、0点以上 エ：0点未満 5

自動車業界で生じた下請法違反事案と政府からの要請

- 取引適正化に向けて官民一体となった取組が進められている一方、近年、自動車・自動車部品メーカーにおける下請法の勧告事案も発生。
- こうした事態も踏まえ、公取委・中企庁から自工会に対して法令遵守に向けた対応を要請。

近年の自動車産業における勧告事案

1. 下請代金の減額の禁止

原価低減を目的として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、「割戻金」を差し引くことにより、下請代金を減額。

2. 返品禁止

品質検査を行っていないにもかかわらず、製品に瑕疵があるとして、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該製品を返品。

3. 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

① 金型等の無償保管

製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、貸与していた自社所有の金型等を無償で保管させた。

② 「手数料」の提供

算出根拠及び用途を明確にせず、何らの給付等を提供することなく、「手数料」として金銭を提供させた。

自工会に対する要請（本年3月14日）



【要請内容】

- 会員に対する下請法違反行為事例等の周知
- 違反行為の未然防止に向けた取組を促す
- 原価低減要請の在り方等、今後の価格転嫁に係る法令遵守の在り方の検討



業界全体の取引適正化を一層推進

取引適正化に向けた自動車業界に対する期待

- ✓ 自動車産業のサプライチェーンは、多くの事業者によって形成され、その構造は極めて重層的なものとなっている。自動車の安定生産は、これらの事業者の円滑な事業活動が確保されて初めて成り立つもの。
- ✓ 「取引」は事業活動にとって切り離せないものであり、自動車の安定生産を確保する上で、事業活動の改善に資する取引適正化に向けた取組は避けては通れないもの。
- ✓ 自動車業界は大変革期にあり、サプライチェーンの一層の強靱化が更なる発展のためには不可欠。また、我が国の基幹産業である自動車産業が取引適正化をどのように図るかは、世論・他産業からの注目も高く、自動車産業の取組が日本産業全体での取組をリードすることにもつながる。
- ✓ 日本自動車工業会及び日本自動車部品工業会としての取組にとどまらず、会員各社における取引適正化に向けた一つ一つの取組が、取引先のみならず、自動車産業、ひいては日本産業全体の発展につながることを意識し、これまで以上に積極的に取り組んでいただくことを期待したい。